

消防用設備保守点検業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

秋田地域振興局福祉環境部に設置した消防用設備等について、その機能保全のため、消防法に規定する点検業務を委託するものである。

また、消防用設備等に不具合等が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、速やかに不具合等の報告及び助言を行うものとする。

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 物件の概要

所在地	秋田県潟上市昭和乱橋字古開172番地1	
名称	秋田県秋田地域振興局福祉環境部	
構造・規模	鉄筋コンクリート造	地上1階
	床面積 1,148.00m ²	延べ床面積 1,972.60m ²

4 点検の基準、期間及び報告

①点検の周期は機器点検、機器及び総合点検とも年1回とする。

②点検の基準および報告は次による。

ア) 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成16年消防庁告示第9号）

イ) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）

ウ) 「消防用設備等の点検要領の全部改訂について」（平成14年6月11日消防予第172号）

③点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、各設備の点検に必要な消防整備士等の資格を有する者が行うこと。

5 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者の協議によって定めるものとする。